

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

About the SME credit rating by financial institutions

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-02-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 喜一郎, FUJII, Kiichiro メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1380

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



金融機関による中小企業信用格付について

藤 井 喜一郎

はじめに

与信の際、金融機関（銀行と総称する）による中小企業への信用格付は一般的である。この格付作業の両輪は、債務者格付（企業格付）と案件格付（与信格付）であるが、格付にあたって最初に行うのは債務者格付である。

格付付与のベースとなる個別債務者の信用度を評価する際に最も重要とされるのが、①足許の債務者の財務実態である。さらに、②業界の動向、企業の個別特性といった定性要因や、③格付機関による格付等外部情報である。

1. 金融機関が行う信用格付概要

格付とは、債券（国債や社債など）への投資を行う投資家向けに、将来の元利払い（元本や利息の支払）がどの程度、確実に行われるかを、AAA、BB、Cなどの記号で示したものである。つまり、債券の「デフォルト・リスク」（債務不履行のリスク）を示す指標である。

信用格付とは、日本銀行の定義によると、「債務者または個別の案件について信用度に応じた分類を行うための制度」⁽¹⁾である。

信用格付作業には二つの切口がある⁽²⁾。具体的には債務者格付（企業格付）と案件格付（与信格付）である。債務者格付は、融資先企業の財務状況その他の健全性を判断するためのものである。いわば企業を全体としてみたデフォルト確率の判定結果といえる。

これに対し、案件格付はその企業に対する個々の与信ごとに評価するものである。ある企業の業況が著しく悪化し企業格付も最低クラスに落ち込んでいても、預金が担保になっている貸出であれば、預金と貸出を相殺して回収することができる。したがって、流動性、安全性いずれも問題のない融資と評価できる。この例でも分かるように、案件格付は、債務者格付に保全を加味したマトリックスで決まると考えて概ね間違いない。

債務者格付と案件格付とは格付作業の両輪であるが、格付にあたって最初に行うのは債務者格付である。与信リスク顕在化に至る道筋をみると、債務者格付の低下が引き金になる場合が多い

ので、まずこの債務者格付をしっかりと固めることが格付作業の基本となる。

格付の最初の作業である債務者格付は、通常、定量評価と定性評価を組み合わせで行われる。これに加えて、外部情報による分析もなされる。

金融機関による信用格付は、取引先企業から提出を受けた決算書に基づき、営業店と本部が一体となって、当該企業の総債務償還力を行内の格付基準によって振り分けたものである。

総債務償還力の分析に関しては、資金繰り表、キャッシュフローという概念を理解することが鍵となる。キャッシュフローは、企業内部で資金が1年間でどう回ったかを可視化するものである。

融資実務上は、企業が今借りている債務を利益（+減価償却費）で返済する場合、何年を要するかといった総債務償還力（年数）が財務評価の重要なファクターとなる。分子を総債務、キャッシュフローを分母として計算する。

$$\text{総債務償還力（償還年数）} = \frac{\text{総債務（借入金等）}}{\text{キャッシュフロー} - (\text{当期純利益} + \text{減価償却費})}$$

例えば、ある企業の要返済債務が10億円で、許容される債務償還年数が10年であった場合、年間キャッシュフローは1億円である必要がある。過去の実績からみて、期待される将来の年間キャッシュフローが7,000万円とすると、事業計画や経営改善計画により、年間キャッシュフローを3,000万円上乘せするものである必要がある。年間キャッシュフローを引き上げるためには、収益性の向上が必要である。

償還年数の評価は、業種によりばらつきが大きいので、業種特性を考慮する必要がある（不動産賃貸業や倉庫業は15~20年超のケースもある）。

中小企業が融資を受けるにあたっては、金融機関における審査プロセスと格付指標概要を理解しておかなければならない。一般的に審査プロセスは以下のような手順で実施される。

- (1) 事業者の財務情報の収集
- (2) 客観的な基準による財務情報の補正（減価償却費の修正等）
- (3) 時価ベースでの財務情報の補正
- (4) 財務指標分析
- (5) 实地調査による事業者の事業環境や事象の評価
- (6) 事業者（企業）の格付やCRDモデル等を用いたクレジット・スコアリング
- (7) 事業者（企業）への融資・回収方針決定
- (8) 融資するか（既存融資の回収を図るか）金利水準、担保条件など決定

2. 中小企業格付の具体的なプロセス

第一、決算書の補正

決算書は、必ずしも公正妥当な会計慣行によって作成されているとは限らない。損益や財政状態に大きく影響する減価償却の実施、貸倒引当金等保有資産の適正な価値計上等不十分な評価を補正することが行われる。

第二、財務分析

審査システムに入力された決算書内容から財務分析が行われる。その主要な指標を図表1に掲げる。指標の視点は、究極には利息が払えるか、元本が回収できるかの2点であり、企業の成長評価とは異なる視点であることに留意しなければならない。

図表1 財務分析指標例示

視点	主要指標例示
安全性	自己資本比率 = 純資産 / 総資産 → 総資産のうち、返済義務のない自己資本が占める比率を示す指標であり、安全性分析の最も基本的な指標の一つである。自己資本の増加はキャッシュフローの改善につながる。
収益性	営業利益率 = 営業利益 / 売上高 → 本業の収益性を測る基本的な指標である。
健全性	EBITDA 有利子負債倍率 = (借入金 - 現預金) / (営業利益 + 減価償却費) → 借入金がキャッシュフローの何倍かを示す指標であり、返済能力を判断する指標の一つである。
成長性	売上増加率 = (売上高 / 前年度売上高) - 1 → キャッシュフローの源泉を意味する。企業の成長ステージの判断に有用な指標である。
生産性	生産性 = 営業利益 / 従業員数 → 成長力、競争力等を評価する指標。キャッシュフローを生み出す収益性の背景となる要因として考えることも可能である。

資料：筆者作成

定量評価の財務分析においては、財務データをそのまま使うと誤った結果を導き出す場合があることを念頭においておく必要がある。特に、中小企業は注意が必要である。一般的な例としては、企業が抱えている不良在庫、関連会社への支援資金等の不良資産とその含み損があげられる。含み損が多額にのぼると、表面的には自己資本が潤沢にあるようにみえるが、実質的な自己資本はずいぶん傷ついているケースもある。債務超過に陥っていることもあり得る。このような場合、貸借対照表の数字をそのまま使った格付ではほとんど意味がなくなる。格付システムにデータを

入力するときに実態に合わせた修正を加えるか、格付結果に不良資産等を加味した調整を加えることが必要になるわけである。

財務分析を行う上で注意しなければならないことは、2つである。

第1に、財務諸表で分かることは限られる。決算書は、1年間もしくは決算期末という一時点を表す資料でしかない。金融機関においては、将来を見通すうえで現在に比べ過去はどうであったのかという時系列的な係数を参考にする。時系列比較においてはできれば財務諸表4期分並べてみるのが望ましい。

第2に、現在の会計システムには、会社側が都合よく利益を計上する余地があるから、中小企業の場合は、金融機関から融資を引き出すために、粉飾決算を行うケースが良く見られる。実際は、粉飾決算で利益が出ているように見せることで、金融機関に安心して融資ができる企業と錯覚させ、融資を引き出すことがある。

粉飾決算の方法は、「売上を増やす」か「経費を減らす」か、2つしか存在しない⁽³⁾。

- (1) 売上を増やす
 - ・架空の売上を計上する
 - ・売掛金を増やす
 - ・翌年の売上を繰り上げて計上する
 - ・在庫を増やす
 - ・循環取引
- (2) 経費を減らす
 - ・仮払金や貸付金で費用を計上する
 - ・仕入や未払計上を先送りにする
 - ・損失を非連結の子会社等に振り分ける

そして、中小企業経営者はいくら儲かったかという損益計算書を重視していると思われるが、金融機関は、貸借対照表の方を重視しているといって過言ではない。その理由は、貸借対照表は前期末の残高が今期の期首残高として引き継がれるので簡単には消せないからである。いったん貸借対照表に計上されたら処理が終わるまで残るため、「今期の売上はいくら」といった一年で消えるものとは全く異なる。

第三、実態調査による定性評価

財務分析、時価評価による定量評価に加えて事業環境の実態調査による定性評価が行われる。

中小企業は決算書が赤字であっても、定性的要因が良好であれば格付はアップするのである。

定量評価に対し、定性評価は企業の営業方針や地域での信用、社長の人柄や健康状態等、数字に表しにくい材料を使って行う評価である。

金融庁は2019年12月18日、銀行の経営を監督するために使ってきた検査マニュアルを廃止し、同日に「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を策定した。廃止後は、融資に関する検査・監督については、金融機関の個性・特性に即して行うべきとされた。また、従来のように過去の実績だけでなく、対話等を通じて把握した、将来を見据えた信用リスクについても勘案するという方針が示された⁽⁴⁾。

金融庁によると、「中小・零細企業等の債務者区分については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断する」⁽⁵⁾、とされている。

定性評価の非財務分析に関しては、経営者・経営陣、経営環境、企業自身の競争力・強みという定量的に測定できない指標がポイントとなる（図表2）。

図表2 中小企業における定性評価指標

経営能力	
1	経営者の健康状態は良好か
2	社内外の信頼があり、リーダーシップを発揮しているか
3	経営理念や経営方針が明確で、従業員に徹底を図っているか
4	事業拡大、収益増収に意欲が高いか
5	後継者育成に配慮しているか
社内環境	
1	社内の風通しはよく、法令・規則などを遵守しているか
2	従業員の接客態度、電話対応は良好か
3	リスク回避のための適切な保険に加入しているか
企業力	
1	会社の業歴は10年以上あり、直前三期の決算は黒字を続けているか
2	業界間の競争は激しいか
3	現在の商品は今後も継続的に売上高を確保できるか

4	技術力が高く、将来にわたって売上に貢献する新たな取り組みがあるか
5	現在の販売ルートで今後の売上を確保できるか
6	現在の販売ルートは新商品や新サービスの拡販に活用できるか
銀行取引	
1	毎期の決算書を金融機関に提出し、業界動向、同業者の動きを説明しているか
2	経営計画を金融機関に提出し、会社の強みや長所を含め、今後の見通しを説明しているか
3	金融機関の信用情報の把握に協力し、必要な税務申告の付属明細書などを提出しているか
経営計画・財務管理	
1	業界の特性や動向などの現状分析を踏まえて、今後の売上高予測を検討しているか
2	業界の特性や動向を踏まえ、部門別、商品別の計画があるか
3	赤字の原因分析が十分にできているか
4	繰越損失は2年以内に解消できるか
5	金融機関と相談しながら策定した経営改善計画があり、金融機関の支援姿勢が明確か
中長期経営計画	
1	毎期の計画実績差異の分析をしているか
2	四半期に1回は業績を検討し、今後の対策を練っているか
3	部門別または商品別の計画と実績の差異分析をおこなっているか

資料：杉野泰雄公認会計士事務所「あなたの会社もいつの間にか格付けされている ― これからの中小企業と銀行」<http://www.suginio-jpcpa.com/cop-operation/rating.html> ～2021年8月23日最終閲覧。

経済産業省のローカルベンチマーク⁽⁶⁾においては、非財務情報として、(1)経営者への着目、(2)関係者への着目、(3)事業への着目、(4)内部管理体制への着目という4つの視点が挙げられている。これは、事業性評価と呼ばれている。

財務指標からは、企業の過去の姿を知ることができ、この4つの視点からは企業の現在の姿と未来の可能性を評価することができる。

事業性評価の「4つの視点」では、「経営者」においては、「経営理念・ビジョン」や「後継者」など、「事業」においては「強み」や「弱み」など、「企業を取り巻く環境・関係者」においては、「市場状況」や「競合他社」など、「内部管理体制」においては、「組織体制」や「人材育成」などと記述されている。

図表3は、小売業を事例に中小企業の事業性評価をまとめたものである。

図表3 中小企業の事業性評価項目（中項目）一例

大項目	中項目	評点 (%)	コメント
① 経営者	1 経営理念・ビジョン 経営哲学・考え方	70	<p>①最近社長として事業承継、ここ数年事業内容を変革しているとのことで、5年以内に、今までなかった経営理念を策定する予定である。現在は普段の業務を通じて、プロフェッショナルイズムを醸成している。経営者と従業員とで価値観が共有化されれば、尚一層の連帯感が期待できる。</p> <p>②現在は社長の頭の中に経営（事業）計画があるが、社長自らが月別部門実績をExcelで見える化し、次の対応策に反映している。計画と実績を従業員と共有化できれば、従業員に当事者意識が醸成され、尚一層の効率的な経営が期待できる。</p> <p>③社長は各部門を統率しており、トップ営業、売上・利益管理、資金管理、顧客管理、人事・労務管理、与信管理を行い、従業員にはタイムリーに社内ログにて双方向の情報受発信を行い、共有化を絶えず心掛けている。</p>
	2 経営意欲（マインド）	100	
	3 経営能力（スキル）	89.1	
	大計	86.9	
② 事業	4 事業の強み・特色	94.4	<p>①江戸時代創業で培われた信用力と技術力により、数万人の顧客に支持され、高級輸入雑貨に対するプロダクトライフサイクルをカバーするビジネススタイルは、同業他社では模倣できない強みである。その技術が伝承されているのは現社長の事業承継が物語っている。</p> <p>②Everyday Low Price志向。培ってきた海外ルートからの直接仕入により、顧客の要望に応じて、1万円から10億円までの品揃えができる。また、コンサルティングセールを通じて、顧客からの要望に応える形で新デザインの受注製作をし、それが新商品としてネット展示され、ヒット率が高いことから効率的な商品開発が実現できている。</p> <p>③従業員が20代～30代と若く育成途上であることから、経営者（会長、社長）自らの人脈に技術力や営業力を活かして顧客開拓および新市場開拓を行っている。</p> <p>④従業員が20代～30代と若く育成途上であることから、経営者（会長、社長）自らの人脈に技術力や営業力を活かして顧客開拓および新市場開拓を行っている。</p>
	5 商品力	93.8	
	6 営業・販売力	77.8	
	7 ITの活用	78.6	
	大計	86.4	
③ 企業環境・関係者	8 市場の規模・競合先の把握力	83.3	<p>①所得のピラミッド型顧客層の中で高級雑貨の顧客は上層部の一部であることから、Webによる情報発信で境界のない商圏を意識している。この効果でWebサイト→電話→来店のスタイルができてきている。店舗も最寄り駅からアクセスが良く、ビルの高層階にも関わらず購買目的の来店顧客が多い。国内外への市場規模の拡大が期待できる。</p> <p>②ホームページの販売促進により、来店した顧客が新規かりピート客かを毎日把握している。客数の半数以上は新規顧客であり、VIP顧客およびリピート顧客の開拓の余地がある。</p> <p>③金融機関からの調達を今まで積極的に行ってこなかったため、関係は希薄である。今後、新しいビジネスを展開する予定であり、資金調達の必要性が考えられることから関係強化が求められる。</p>
	9 顧客維持・開拓力	100.0	
	10 金融機関との関係	50.0	
	大計	87.5	
④ 内部管理体制	11 顧客管理・情報管理	75.0	<p>①ビジネススタイルを構築中であり、業務標準化を図る手前である。従って、販売促進以外の業務効率化に向けた内部管理の情報化はこれからである。</p> <p>②経営計画、販売計画は社長の頭の中にあり、従業員も育成中であることから、計画段階からの共有化は図られていない。</p> <p>③季節に応じたデコレーションは行っている。各商品ごとのコーナー演出に変化があれば、尚一層の分り易さや訴求力が増すと考えられる。</p> <p>④女性スタッフが多い職場であり、子育て支援や産休取得支援などで長期に勤められる対応を図っている。また、店舗スタッフの能力開発に金銭的支援を行い、技術力・接客力向上を図っている。</p>
	12 経営計画・販売計画・共有化状況	56.3	
	13 店舗運営管理	60.0	
	14 労務管理・人材育成の仕組み	93.8	
大計	72.6		
計（総合）		83.2	

資料：一般社団法人福岡県中小企業診断士協会 事業性評価研究会・横本健次「事業性評価としての非財務項目の「見えるか」への取り組み」～ローカルベンチマークの非財務項目のレーダーチャート化～『企業診断ニュース』2020.1

定性評価には、評価者の主観や恣意が混ざりやすく客観性を維持することが難しいという難点がある。したがって、定性評価にあまりウエイトをかけすぎると、格付そのものの説得力が低下しかねないことも否めない。

いずれにしても、金融機関が格付制度を導入するときに、定量評価と定性評価のウエイトをそれぞれの程度にするかは難しい問題である。定量評価と定性評価のウエイトをそれぞれどうするかという決まりはない。金融機関が、独自の判断で決めているというのが実情である⁽⁷⁾。

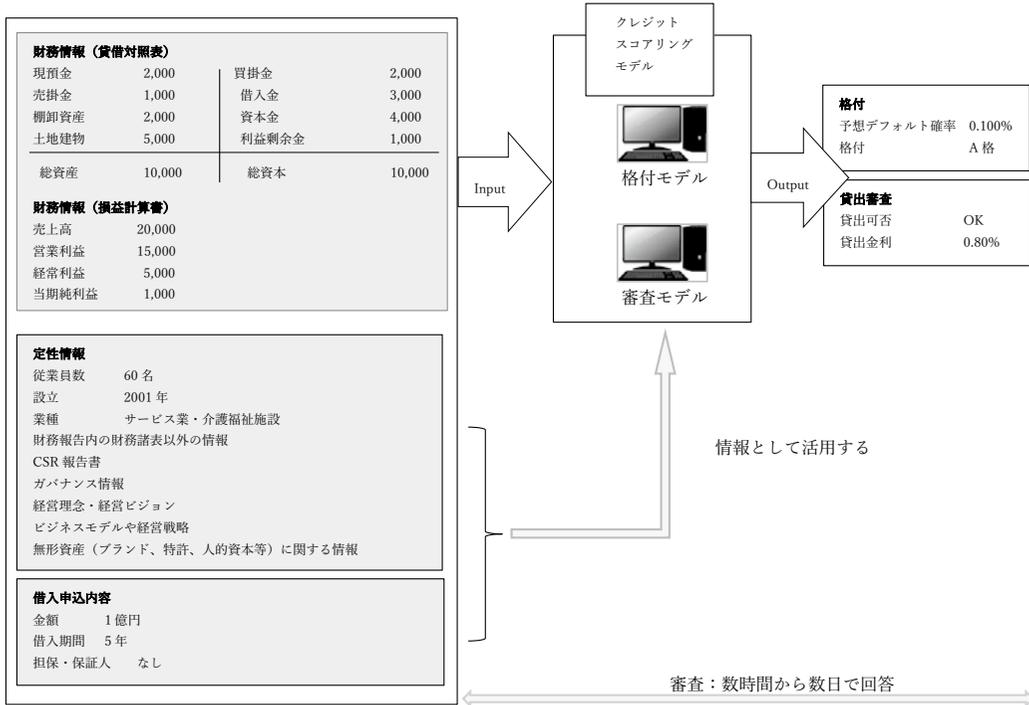
定性評価のマイナスポイントとしては、以下のような要素がある⁽⁸⁾。

- a. 事業環境の悪化
- b. 主取引先からの取引停止
- c. 中期計画の進行の遅れ
- d. 内部統制の不備
- e. 社内のトラブル発生
- f. 社内の不正発覚
- g. 従業員の急激な退職
- h. 他の金融機関の融資引き揚げ
- i. 粉飾決算
- j. 法令違反 など

第四、格付 / CRD モデル等を用いたクレジット・スコアリング

クレジット・スコアリング・モデル（倒産確率モデル）とは、主に財務指標とデフォルトとの相関関係を利用して、個別企業の信用リスクを推計する統計モデルである。事業性資金でいえば、企業の財務データや代表者等の属性情報をモデルに投入すると、デフォルト確率、あるいは与信の可否が結果として示される（図表4）。結果の回答が非常に早く、融資の申し込みがあったその日のうちに申込者に結果を伝えることが可能なことが特徴として挙げられる。スコアリング・モデルの活用メリットは、人の目を介さないため恣意性を排除できる点と、職人的な能力を必要としない点、及び結論を出すまでの時間が短くて済む点である。

図表 4 クレジット・スコアリングを用いた銀行の実務例
(A社の事業性資金融資の例)



資料：荒川研一「AIを活用した信用評価手法の現状とこれから」https://www.boj.or.jp/announcements/release_2019/data/re1190215d2.pdf ~ 2021年8月22日閲覧 (一部筆者加筆)。

上記財務分析や実地調査を含めて、金融機関は、事業者を一定枠の融資方針及び融資額を決定するグループに層別する。これが信用格付である (図表 5)。

図表 5 金融機関の格付例示

債務者区分 (金融庁)	金融機関の格付例示		
正常先 (業況が順調で、かつ財務内容にも特別の問題がないと認められる。債務超過解消年数 = 1年以内；債務償還年数 = 10年以内)	1	債務履行の確実性	極めて高い
	2		高い水準
	3		十分
	4	財務内容は一応良好で、債務履行の確実性に当面問題はないが、事業環境等が変化した場合、その確実性が低下する懸念がやや大きい。	
	5	債務履行の確実性は認められるが、事業環境等が変化した場合、履行能力が損なわれる要素が見受けられる。	
	6	債務履行の確実性が先行き十分とはいえず、事業環境が変化すれば、履行能力が損なわれる可能性がある。業況推移に注意を要する。	

<p>要注意先 (元本の返済もしくは利息の支払いが延滞している債務者、経常利益が2年間連続赤字の会社、債務超過解消年数=2年3年、債務償還年数=10年~15年)</p>	7	<p>金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者</p> <p>要管理先：要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権（「3カ月以上延滞債権」又は「貸出条件緩和債権」）である債務者</p>
<p>破綻懸念先 業況、財務内容に重大な問題があり、債務の履行状況に問題が発生しているかそれに近い状態（6ヶ月以上延滞）</p>	8	<p>事業を継続しているものの、実質的に債務超過の状態にあり、元本および利息の回収に重大な懸念がある。つまり、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後経営破綻に陥る可能性がある債務者、債務超過解消年数=5年以上債務償還年数=30年超</p>
<p>実質破綻先 経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗も芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が高い</p>	9	<p>形式的には事業継続しているが、多額の不良債権が発生しており、債務者の返済能力より過大な借入金が残存。つまり、再建の見通しが見えない状況が認められ、実質的に経営破綻に陥っている。</p>
<p>破綻先 深刻な経営難の状態にあり、実質的な破綻状態に陥っている、または法的・形式的な破綻の事実が発生している</p>	10	<p>法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、民事再生、会社更生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。</p>

注：1）この図表は一般化した例示であるが、金融庁の基準をベースにしているため各金融機関の格付区分に大差はない。
2）利息の支払いが3ヶ月以上延滞している債務者、債務超過解消年数=3年~4年、債務償還年数=15年~20年の債務者は、要管理先（3ヶ月以上延滞歴）債務者区分に；金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等の取り決めをおこなった債務者、債務超過解消年数=4年~5年、債務償還年数=20年~30年の債務者は、要管理先（貸出条件緩和債権）債務者区分にランキングされる。
3）債務超過解消年数=債務超過金額/経常利益
資料：①（https://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2001/data/ron0110a.pdf 2021年8月6日閲覧）日本銀行「信用格付を活用した信用リスク管理体制の整備」；②金融庁「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」, 令和元年12月；③（<http://www.nec.co.jp/soft/explanner/ex-seminar/33/2-3.html/2012/9/3> 2021年8月6日閲覧）青柳六郎太「中堅企業における資金調達力向上のための情報整備」, 専修大学大学院商学科を基に筆者作成。

図表5の事例では、正常先が6区分、要注意先以下が4区分となっているが、仮に要注意先以下の資産が多く、より精緻に管理をするニーズがあるのであれば、要注意先以下の区分を増やすことも必要であろう。

第五、融資・回収方針決定

格付結果では、融資を申請しても受け付けられず、また格付ランクが低いと新規融資どころか既存の融資を早期に引き上げられるリスクもある。そして当然のことながら、格付は融資とこのような関係にある（図表6参照）。

図表6 格付と融資との関係

融資実行の有無	格付が悪いほど、企業は融資を受けにくくなる
金利の水準	格付が悪いほど、金利は高くなる
担保物件の水準	格付が悪いほど、金融機関が要求する担保は厳しい
審査基準の差	格付が悪いほど、融資の審査基準が厳しくなる
審査プロセスの差	格付が悪いほど、審査が複雑になり時間もかかる

(資料) 杉野泰雄公認会計士事務所「あなたの会社もいつの間にか格付けされている」,
<http://www.sugino-jpcpa.com>~2021年8月20日最終閲覧。

なお、企業の格付は時が経過すると変化する。つまり、遷移していく。この結果、新しい情報を加味して随時更新していくことも必要となる。一般的に銀行は年2回、信用金庫は年1回、既存の貸出金を対象に「自己査定」⁽⁹⁾と呼ばれる評価を実施することになっている。

金融機関が、まず債務者格付を行い、そのうえで、保全を加味し、与信をⅠ～Ⅳの4種類に区分し最終的な査定額を決める、つまり案件格付するというやり方をしている⁽¹⁰⁾。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類とされた与信が査定与信である。不良資産と査定された与信という意味である。そしてこのⅡ分類からⅣ分類までの案件格付のいかんによって償却、引き当て等不良資産処理の基準等も変わってくるわけである。

上記の債務者区分は、債務者企業の信用力のみにより区分しているが、金融機関からすれば、十分な担保・保証を取れていれば、債務者企業の信用力に関わりなく債権の回収が図れる。そこで、担保・保証による保全の状況を勘案して、さらに債権を分類する。具体的には、安全な方から順に非(Ⅰ)分類、Ⅱ分類、Ⅲ分類、Ⅳ分類、とする(図表7)。最後に、これらの債務者区分、債権分類に応じて、償却・引当を行う。

図表7 債権分類

債務者区分	優良担保の処分 可能見込額、優 良保証による回 収可能額	一般保証による 回収可能額	一般担保の処分 可能見込額	優良担保・一般 担保の評価額と 処分可能見込額 の差額	担保・保証なし
正常先	Ⅰ (非分類)				
要注意先	Ⅰ	Ⅱ			
要管理先	Ⅰ	Ⅱ			
破綻懸念先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ		
実質破綻先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	
破綻先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	

注：Ⅰ（非分類）：回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産。例えば、正常な営業を行っていく上で恒常的に必要と認められる運転資金、預金等及び国債等の信用度の高い有価証券等及び決済確実な商業手形等、公的信用保証機関の保証、金融機関の保証等。

Ⅱ分類：債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産。例えば、優良担保以外の担保で客観的な処分可能性があるもの。例えば、不動産担保、工場財団担保等。

Ⅲ分類：最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、したがって損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産。例えば、優良保証以外の保証。

Ⅳ分類：回収不可能又は無価値と判定される資産。具体的には、a. 不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形；b. 赤字・焦付債権等の補填資金、業況不良の関係会社に対する支援や旧債肩代わり資金等；c. 金利減免・棚上げ、あるいは、元本の返済猶予など貸出条件の大幅な軽減を行っている債権、極端に長期の返済契約がなされているもの等、貸出条件に問題のある債権；d. 元本の返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題のある債権及び今後問題を生ずる可能性が高いと認められる債権；e. 債務者の財務内容等の状況から回収について通常を上回る危険性があると認められる債権。

資料：①金融庁「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」、令和元年12月；②八田企業総合法律事務所「金融検査マニュアル・自己査定」を基に筆者作成。

信用格付における外部情報については、日本では、Credit Risk Database (CRD) と中小企業庁「金融環境実態調査」という、大量の財務諸表を収集するデータベース、定性的な資金調達に関する情報を収集するアンケート調査に基づくデータベースが、2001年以降、それぞれ整備された。

CRDに含まれているデータの項目は、貸借対照表と損益計算書に入っているものがほとんどであり、それ以外の情報は、設立年や社長の生まれ年、デフォルトの有無などに限られている。しかし、大量の企業の情報を一度に扱うことにより、中小企業全体の傾向を統計的に有意に捉えられる場合が多いという利点がある。

大手金融機関では、独自の金融データを収集し、倒産確率を求めているが、個別金融機関のデータは、自分の顧客のみのデータであり、CRDが収集しているような全国ベースのデータではない。このため、大手金融機関も自分のデータとCRDデータを比較分析している。中小金融機関では、独自のモデル分析も十分でないため、CRDによる統計分析も参考にしながら、貸出を行っている。現場での融資の担当者による「目利き」（事業性評価等）と、CRDによる中小企業データ分析とは、今後とも、貸出審査の両輪となると予想される。

中小企業の信用格付は、金融機関の融資審査の判定材料（内部資料）として、公表を前提としない性格を持つ。経営内容が不安定でデフォルト確率が高い融資先には、それにふさわしい高い金利を適用しないと金融機関の経営が成り立たない。金融機関が行う格付の客観性を融資先の企業にいかにか理解してもらうかも、課題のひとつといえよう。

《注》

(1) 日本銀行「信用格付を活用した信用リスク管理体制の整備」(https://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2001/data/ron0110a.pdf～2021年8月14日閲覧)。

(2) 小泉 [2010], 131～139頁。

- (3) 萩原達也「粉飾決算とは？健全な経営のためにすべきたった一つのこと」
(<https://best-legal.jp/financial-results-20652/~2021年8月3日閲覧>)。
- (4) 大和総研「金融検査マニュアル廃止後の対応」2020年2月19日 (https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20200219_021329.pdf~2021年8月15日閲覧)。
- (5) 金融庁「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」, 令和元年12月。
- (6) ローカルベンチマーク：「財務情報」(6つの指標)と「非財務情報」(4つの視点)に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくものである。
- (7) 「金融機関による信用格付は、決算書ではほぼ70~90%決まる。100点満点の評価の中で、定量評価＝決算書などの実績数値を中心にした評価は80点、定性評価＝銀行の融資担当者の数値に表れない評価は20点を占める」という言い方もある(工藤公認会計士税理士事務所 <https://www.kaigyou.com/2021年8月2日閲覧>)。
- (8) 大久保・稲場 [2008], 76~82頁。
- (9) 「自己査定」とは、金融機関が自行の債権を、債務者企業の信用力や担保・保証による保全状況等に応じて細かく分類し、回収の危険性に応じて償却・引当をあらかじめしておくことである。
- (10) とくに地銀の顧客の中で大多数を占める中小零細企業や個人事業主の格付けは、大きく分けて2つの方法がある。1つは、機械による自動格付である。例えば「総与信額(その債務者に貸出している融資総額)が〇千万円未満」とか「年商が〇億円未満の債務者」などといったように、その銀行独自の基準を設定し、基準に満たない小規模な債務者については、機械が格付し債務者区分を決めている。もう1つは、決算書の中身を人間が検証して行なう格付である。一定の規模がある事業者に対しては、しっかりと決算書の中身を人間が検証して格付を行い債務者区分を決める。この、決算書の中身を人間が検証することを「補正」という。いろいろな補正はあるが、代表的なことは2つに集約される。1つは経営者と企業を一体と判断；もう1つは、定性評価である。

引用・参考文献一覧

- 大久保豊、稲葉大明編著『中小企業格付け取得の時代』——中小企業専用「日本SME格付け」の効用とその実際, [第2版], 金融財政事情研究会, 2008年。
- 小泉保彦『SEのための金融入門』[第2版]——銀行業務の仕組みとリスク, 金融財政事情研究会, 2010(平成22)年。
- 坂内正「金融機関は中小企業のどこを見て融資しているのか」——決算書のポイント『情報と調査』速報・解説版 2010年3月05日号。
- 商工組合中央金庫【編】岡室博之【監修】『中小企業の経済学』, 千倉書房, 2016年。
- 中島真志『入門企業金融論～基礎から学ぶ資金調達の仕事』東洋経済新報社, 2015年。
- 渡辺努・上杉威一郎『検証 中小企業金融』, 日本経済新聞社, 2008年。
- 吉野直行「日本・アジアの中小企業金融の現状と中小企業のデータ分析」, 証券経済学会第74回大会共通論題, 2010年11月6日。

(提出日：2021年9月24日)